

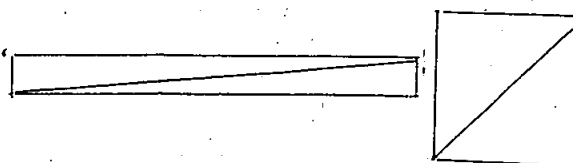
犯歴照会

簿名簿役員

[illegible]

京都府知事 山田啓二 様

平成 29 年 7 月 11 日 第 号



中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成 29 年 7 月 6 日付け 9 商第 402 号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者	1 該当する。 ☒ 2 該当しない。				
B	A に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)	1 該当する。 ☒ 2 該当しない。				
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日
		懲役 年 月 日 禁錮 年 月 日 罰金 円 年 執行猶予 年	裁判所 支部			
		懲役 年 月 日 禁錮 年 月 日 罰金 円 年 執行猶予 年	裁判所 支部			

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。



京都府知事 山田啓二 様

第 号
平成 29 年 7 月 5 日

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成 29 年 7 月 3 日付け 9 商第 397 号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

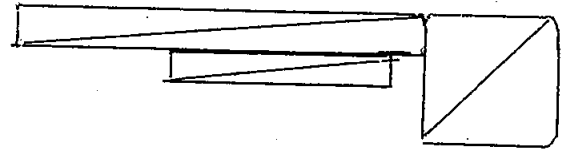
氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者					1 該当する。 ② 該当しない。
B	A に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)					1 該当する。 ② 該当しない。
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

京都府知事 山田啓二 様

第 号
平成 年 月 日
平成 29 年 7 月 5 日

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成 29 年 7 月 3 日付け 9 商第 397 号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

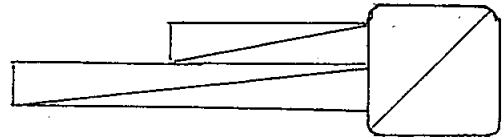
回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者	1 該当する。 ② 該当しない。	
B	A に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)	1 該当する。 ② 該当しない。	
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名 懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部	判年月日 確定年月日 刑執行終了日
	懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部	

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

29 ☒ 第 984 号
平成 29 年 7 月 6 日

京都府知事 山田啓二 様



中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成 29 年 7 月 3 日付け 9 商第 397 号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者	1 該当する。 ② 該当しない。				
B	A に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)	1 該当する。 ② 該当しない。				
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

京都府知事 山田啓二 様

第 36 号
平成 29 年 7 月 10 日

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成 29 年 7 月 6 日付け 9 商第 40.2 号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

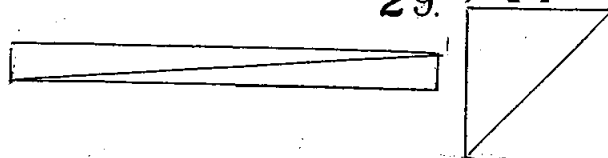
A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者						① 該当する。 ② 該当しない。
B	A に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)						① 該当する。 ② 該当しない。
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日	
	空白	懲役 年 月 円 禁錮 年 月 円 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				
	空白	懲役 年 月 円 禁錮 年 月 円 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

京都府知事 山田啓二 様

平成 29 年 7 月 3 日

第 29 号



中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成 29 年 7 月 3 日付け 9 商第 397 号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

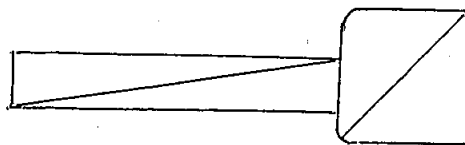
回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者						1 該当する。 2 ☒ 該当しない。
	A に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)						1 該当する。 2 ☒ 該当しない。
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額		裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日
		懲役 禁錮 罰金 執行猶予	年 月 円 年 年 月 円 年	裁判所 支部			
		懲役 禁錮 罰金 執行猶予	年 月 円 年 年 月 円 年	裁判所 支部			

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

京都府知事 山田啓二 様

第 号
平成 29 年 7 月 7 日



中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成 29 年 7 月 3 日付け 9 商第 397 号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者	1 該当する。 ② 該当しない。																														
B	A に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)	1 該当する。 ② 該当しない。																														
A、B に該当する犯歴の内容	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>罪 名</th> <th>刑名・刑期・金額</th> <th>裁判所</th> <th>判年月日</th> <th>確定年月日</th> <th>刑執行終了日</th> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td>懲役</td> <td>年 月</td> <td rowspan="4">裁判所 支部</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>禁錮</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>罰金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>執行猶予</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td>懲役</td> <td>年 月</td> <td rowspan="4">裁判所 支部</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>禁錮</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>罰金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>執行猶予</td> <td>年</td> </tr> </table>	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日		懲役	年 月	裁判所 支部			禁錮	年 月	罰金	円	執行猶予	年		懲役	年 月	裁判所 支部			禁錮	年 月	罰金	円	執行猶予	年	
	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日																										
	懲役	年 月	裁判所 支部																													
	禁錮	年 月																														
	罰金	円																														
	執行猶予	年																														
	懲役	年 月	裁判所 支部																													
	禁錮	年 月																														
	罰金	円																														
	執行猶予	年																														

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

京都府知事 山田啓二 様

第 5172 号
第 51
平成 年 月 日
29. 7. 4

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成 29 年 7 月 3 日付け 9 商第 397 号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

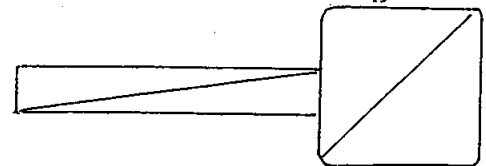
回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者						1 該当する。 ② 該当しない。
B	A に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）						1 該当する。 ② 該当しない。
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日	
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

京都府知事 山田啓二 様

第 137 号
平成 29 年 7 月 5 日



中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成 29 年 7 月 3 日付け 9 商第 397 号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

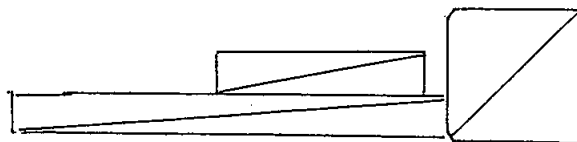
回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者						1. 該当する。 ② 該当しない。
B	A に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)						1 該当する。 ② 該当しない。
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日	
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

京都府知事 山田啓二 様

第 3 号
平成 29 年 7 月 5 日



中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成 29 年 7 月 3 日付け 9 商第 397 号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

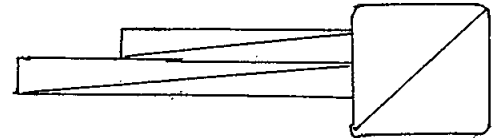
回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者	1 該当する。 2 該当しない。				
B	A に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)	1 該当する。 2 該当しない。				
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

京都府知事 山田啓二 様

第 号
平成 年 月 日
平成29年7月5日



中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成29年7月3日付け9商第397号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	1 該当する。 ② 該当しない。	
B	Aに規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)	1 該当する。 ② 該当しない。	
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名 懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部	判年月日 確定年月日 刑執行終了日
	懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部	
	懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部	

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

商業・経営支 援課長 副 課 長 組 合 担 当	起因日 平 2 9 . 7 . 3	文書番号 9商第397号	文書主任審査 (印)	公開状況
	起案日 平 2 9 . 7 . 3	文書分類 商 - 1 - 7 - 2 (許認可)	浄書 (印)	
	決裁日 29. 7. 3	保存年数 (永) 年 (年度まで)	校合 (印)	
	施行日 29. 7. 3		公印 (印)	
	起案者 組合担当 阪上主事 (印)	発送 7/3 郵 件名目録登載		

件名	1
中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について	
(中小企業等協同組合の設立に係る事前調査)	

伺い：案のとおり照会してよろしいか。

様

京都府知事 山田啓二 印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(照会)

氏 名	
生年月日	

中小企業等協同組合法(昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号)第 3 条の規定による中小企業等協同組合の
設立認可にあたって、
、別紙により回答願います。

(参考)

中小企業等協同組合法(抜粋)

(設立の認可)

第 27 条の 2

4 行政庁は、前 2 項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに
該当する場合を除き、第 1 項の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
- 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難で
あると認められるとき。

(役員の資格等)

第 35 条の 4 次に掲げる者は、役員となることができない。

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律
第 48 号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 255 条、第 256 条、
第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 号)第
265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、
その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執
行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)

【照会者】

京都府商工労働観光部 商業・経営支援課
組合担当 阪上(電話 075-414-4826)

京都府知事 山田啓二 様

平成 年 月 日 第 号

印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成29年7月3日付け9商第397号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者						1 該当する。 2 該当しない。
B	Aに規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)						1 該当する。 2 該当しない。
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日	
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

9 商 第 397 号
平成 29 年 7 月 3 日

様

京都府知事 山田啓二 印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(照会)

氏 名	
生年月日	

中小企業等協同組合法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号）第 3 条の規定による中小企業等協同組合の
設立認可にあたって、
、別紙により回答願います。

(参考)

中小企業等協同組合法（抜粋）

(設立の認可)

第 27 条の 2

4 行政庁は、前 2 項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第 1 項の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
- 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

(役員の資格等)

第 35 条の 4 次に掲げる者は、役員となることができない。

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

【照会者】

京都府商工労働観光部 商業・経営支援課
組合担当 阪上（電話 075-414-4826）

京都府知事 山田啓二 様

平成 第 年 月 日 号

印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成29年7月3日付け9商第397号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者						1 該当する。 2 該当しない。
B	Aに規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)						1 該当する。 2 該当しない。
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日	
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

9 商 第 397 号
平成 29 年 7 月 3 日

様

京都府知事 山田啓二 印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(照会)

氏 名	
生年月日	

中小企業等協同組合法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号）第 3 条の規定による中小企業等協同組合の
設立認可にあたって、
、別紙により回答願います。

(参考)

中小企業等協同組合法（抜粋）

(設立の認可)

第 27 条の 2

4、行政庁は、前 2 項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第 1 項の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
- 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

(役員の資格等)

第 35 条の 4 次に掲げる者は、役員となることができない。

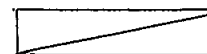
三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

【照会者】	京都府商工労働観光部 商業・経営支援課 組合担当 阪上（電話 075-414-4826）
-------	---

京都府知事 山田啓二 様

平成 年 月 日 第 号



印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成29年 月 日付け9商第 号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	1 該当する。 2 該当しない。				
B	Aに規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)	1 該当する。 2 該当しない。				
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

9 商 第 397 号
平成 29 年 7 月 3 日

様

京都府知事 山田啓二 印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(照会)

氏 名	
生年月日	

中小企業等協同組合法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号）第 3 条の規定による中小企業等協同組合の
設立認可にあたって、

別紙により回答願います。

(参考)

中小企業等協同組合法（抜粋）

(設立の認可)

第 27 条の 2

4 行政庁は、前 2 項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに
該当する場合を除き、第 1 項の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
- 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難で
あると認められるとき。

(役員の資格等)

第 35 条の 4 次に掲げる者は、役員となることができない。

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律
第 48 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、
第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第
265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、
その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執
行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

【照会者】

京都府商工労働観光部 商業・経営支援課
組合担当 阪上（電話 075-414-4826）

京都府知事 山田啓二 様

平成 年 月 日

印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成29年7月3日付け9商第397号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者						1 該当する。 2 該当しない。
B	Aに規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)						1 該当する。 2 該当しない。
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日	
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

9 商 第 397 号
平成 29 年 7 月 3 日

様

京都府知事 山田啓二 印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(照会)

氏 名	
生年月日	

中小企業等協同組合法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号）第 3 条の規定による中小企業等協同組合の
設立認可にあたって、
、別紙により回答願います。

(参考)

中小企業等協同組合法（抜粋）

(設立の認可)

第 27 条の 2

4 行政庁は、前 2 項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第 1 項の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
- 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

(役員の資格等)

第 35 条の 4 次に掲げる者は、役員となることができない。

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

【照会者】

京都府商工労働観光部 商業・経営支援課
組合担当 阪上（電話 075-414-4826）

京都府知事 山田啓二 様

平成 第 年 月 日 号

印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成29年7月3日付け9商第397号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者						1 該当する。 2 該当しない。
B	Aに規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)						1 該当する。 2 該当しない。
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日	
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

様

京都府知事 山田啓二

印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(照会)

氏 名	
生年月日	

中小企業等協同組合法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号）第 3 条の規定による中小企業等協同組合の
設立認可にあたって、

、別紙により回答願います。

(参考)

中小企業等協同組合法（抜粋）

(設立の認可)

第 27 条の 2

4 行政庁は、前 2 項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに
該当する場合を除き、第 1 項の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
- 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難で
あると認められるとき。

(役員の資格等)

第 35 条の 4 次に掲げる者は、役員となることができない。

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律
第 48 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、
第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第
265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、
その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執
行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

【照会者】

京都府商工労働観光部 商業・経営支援課
組合担当 阪上（電話 075-414-4826）

京都府知事 山田啓二 様

平成 第 年 月 日 号



印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)、

平成29年7月3日付け9商第397号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者						1 該当する。 2 該当しない。
B	Aに規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)						1 該当する。 2 該当しない。
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日	
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

9 商 第 397 号
平成 29 年 7 月 3 日

様

京都府知事 山田啓二 印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(照会)

氏 名	
生年月日	

中小企業等協同組合法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号）第 3 条の規定による中小企業等協同組合の
設立認可にあたって、
、別紙により回答願います。

(参考)

中小企業等協同組合法（抜粋）

(設立の認可)

第 27 条の 2

4 行政庁は、前 2 項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第 1 項の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき
- 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

(役員の資格等)

第 35 条の 4 次に掲げる者は、役員となることができない。

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

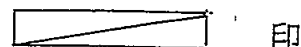
四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

【照会者】

京都府商工労働観光部 商業・経営支援課
組合担当 阪上（電話 075-414-4826）

京都府知事 山田啓二 様

平成 年 月 日 第 号



中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成29年7月3日付け9商第397号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	1 該当する。 2 該当しない。				
B	Aに規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。(刑の執行猶予中の者を除く。)	1 該当する。 2 該当しない。				
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額 懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 裁判所 支部	判年月日	確定年月日	刑執行終了日
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

9 商 第 397 号
平成 29 年 7 月 3 日

様

京都府知事 山田啓二 印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(照会)

氏 名	
生年月日	

中小企業等協同組合法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号）第 3 条の規定による中小企業等協同組合の
設立認可にあたって、
、別紙により回答願います。

(参考)

中小企業等協同組合法（抜粋）

(設立の認可)

第 27 条の 2

4 行政庁は、前 2 項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第 1 項の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
- 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

(役員の資格等)

第 35 条の 4 次に掲げる者は、役員となることができない。

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

【照会者】

京都府商工労働観光部 商業・経営支援課
組合担当 阪上（電話 075-414-4826）

京都府知事 山田啓二 様

平成 年 月 日 第 号



印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成29年7月3日付け9商第397号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	1 該当する。 2 該当しない。				
B	Aに規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)	1 該当する。 2 該当しない。				
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			

(注)・上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

9 商 第 397 号
平成 29 年 7 月 3 日

様

京都府知事 山田啓二 印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(照会)

氏 名	
生年月日	

中小企業等協同組合法(昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号)第 3 条の規定による中小企業等協同組合の設立認可にあたって、

別紙により回答願います。

(参考)

中小企業等協同組合法(抜粋)

(設立の認可)

第 27 条の 2

4 行政庁は、前 2 項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第 1 項の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
- 二 事業を行うために必要な經營的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

(役員の資格等)

第 35 条の 4 次に掲げる者は、役員となることができない。

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

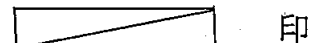
四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

【照会者】

京都府商工労働観光部 商業・経営支援課
組合担当 阪上(電話 075-414-4826)

京都府知事 山田啓二 様

第 号
平成 年 月 日



中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成29年7月3日付け9商第397号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	1 該当する。 2 該当しない。			
B	Aに規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)	1 該当する。 2 該当しない。			
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名 懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 裁判所 支部	判年月日 	確定年月日 	刑執行終了日
	懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部	 	 	
	懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部	 	 	

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

役員名簿

役名	氏名	住所 (自宅住所) 印鑑証明登記簿通りに	電話番号	法人名及び員外の別	所属企業名及び役職名
代表理事 (会長)					
理事 (副会長)					
重監					
重監					
重監					
重監					
重監					
重監					
重監					
重監					
重監					
重監					

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

編てつ
番 号

商業・経営支 援課長 副 課 長  組 合 担 当	起因日 平 2 9 . 7 . 6	文書番号 9商第402号	文書主任審査 	公開状況
	起案日 平 2 9 . 7 . 6	文書分類 商 - 1 - 7 - 2 (許認可)	浄書 	
	決裁日 29.7.6	保存年数 (永) 年 (年度まで)	校合 	
	施行日 29.7.6	組合担当 阪上主事 	公印 	
	起案者		発送 	
			件名目録登載	

件名
中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について
(中小企業等協同組合の設立に係る事前調査)

(案)

9 商 第 402 号
平成 29 年 7 月 6 日

様

京都府知事 山田啓二 印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(照会)

氏 名	
生年月日	

中小企業等協同組合法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号）第 3 条の規定による中小企業等協同組合の
設立認可にあたって、

、別紙におり回答願います。

(参考)

中小企業等協同組合法（抜粋）

(設立の認可)

第 27 条の 2

4 行政庁は、前 2 項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに
該当する場合を除き、第 1 項の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
- 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難で
あると認められるとき。

(役員の資格等)

第 35 条の 4 次に掲げる者は、役員となることができない。

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律
第 48 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、
第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第
265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、
その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執
行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

【照会者】

京都府商工労働観光部 商業・経営支援課
組合担当 阪上（電話 075-414-4826）

京都府知事 山田啓二 様

平成 年 月 日 第 号



中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成29年7月6日付け9商第402号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者						1 該当する。 2 該当しない。
B	Aに規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）						1 該当する。 2 該当しない。
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日	
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部				

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。

9 商 第 402 号
平成 29 年 7 月 6 日

様

京都府知事 山田啓二 印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(照会)

氏 名	
生年月日	

中小企業等協同組合法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号）第 3 条の規定による中小企業等協同組合の
設立認可にあたって、

、別紙により回答願います。

(参考)

中小企業等協同組合法（抜粋）

(設立の認可)

第 27 条の 2

4 行政庁は、前 2 項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに
該当する場合を除き、第 1 項の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
- 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難で
あると認められるとき。

(役員の資格等)

第 35 条の 4 次に掲げる者は、役員となることができない。

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律
第 48 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、
第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第
265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、
その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

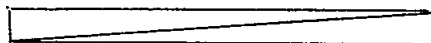
四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執
行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

【照会者】

京都府商工労働観光部 商業・経営支援課
組合担当 阪上（電話 075-414-4826）

京都府知事、山田啓二様

平成 年 月 日



印

中小企業等協同組合の設立認可基準に関する調査について(回答)

平成29年7月6日付け9商第402号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

氏 名	
生年月日	

回答内容(該当事項に○印を付してください。)

A	中小企業等協同組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者					1 該当する。 2 該当しない。
B	Aに規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)					1 該当する。 2 該当しない。
A B に 該 当 す る 犯 歴 の 内 容	罪 名	刑名・刑期・金額	裁判所	判年月日	確定年月日	刑執行終了日
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			
		懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部			

(注) 上欄の犯歴内容を記入するか、又は犯歴票等の写しを添付してください。